

消防設備点検資格者再講習の実施 (既に免状をお持ちの方)

日時: 令和6年12月17日(火) 第1種

令和6年12月18日(水) 第2種

場所: 滋賀県危機管理センター

消防用設備等は、技術的にも法制的にも変化し改正されていく分野です。これらに対応した的確な最新の知識を得るために、消防設備点検資格者には、5年ごとに再講習が義務付けられています。

それぞれ各日は、第1種 49名 第2種 37名の方が受講されました。

